

令和 8年5月20日  
名古屋木材健康保険組合

事業主様  
事務担当者様

## 6月の「もっけん」たより

### ◎子ども・子育て支援金の徴収が始まります

5月の納入告知分(4月分保険料)より、子ども・子育て支援金を徴収いたします。  
支援金額は標準報酬月額×支援金率(下表のとおり)で、労使折半となります。

皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

(令和8年度保険料負担率及び負担割合)

	健康保険料率	介護保険料率	子ども・子育て支援金率
事業主負担	50.60/1000	9.00/1000	1.15/1000
被保険者負担	47.40/1000	9.00/1000	1.15/1000
合計	98.00/1000	18.00/1000	2.30/1000

### 子ども・子育て支援金制度 Q&A

・給与だけでなく賞与にも支援金がかかるの？

⇒賞与からも支援金を拠出いただきます。これは、健康保険制度や厚生年金保険制度と同様です。

・育休期間中や産休期間中は支援金が免除されるの？

⇒企業の従業員については、医療保険料や厚生年金保険料と同様に支援金も免除されます。

### ◎名古屋木材健康保険組合と各事業所が共同で行う「定期健康診断」の実施について

令和8年度の定期健康診断(集合健診及び巡回健診)の申し込み期限は令和8年5月20日(水)までとなっておりますが、万が一、申し込みをお忘れの事業所様がみえましたら、大至急当健康保険組合までご連絡ください。健診実施日等詳細は先月送付しました「名古屋木材健康保険組合と各事業所が共同で行う「定期健康診断」の実施について」をご覧ください。